

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 令和三年度自衛官第九次募集（自衛官候補生）

危機管理課

○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請

環境管理課

○ 保安林の指定の解除

治山課

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

”

○ 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分

港湾課

【公告】

○ 第四十八期岡山県労働委員会補欠労働者委員候補者の推薦手続

労働雇用政策課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

【正誤】

○ 保安林の解除予定の正誤

治山課

目次

担当課（室）

令和4年1月14日 岡山県公報 第12361号

◎岡山県告示第十一号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の令和三年度募集の要領は、次のとおりである。

令和四年一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 採用自衛官の区分
自衛官候補生
- 二 応募資格

採用予定月の一日現在で、十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者（三十二歳の者にあつては、同日から起算して三月に達する月の翌月の末日現在で三十三歳に達していないものに限る。）で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

- 三 受付期間

令和四年一月二十日から同年二月十七日まで

- 四 採用試験種目（状況により筆記試験及び適性検査はWEB試験を実施）

- 1 筆記試験
- 2 適性検査
- 3 口述試験
- 4 身体検査

- 五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

- 六 採用試験期日

令和四年二月二十七日

- 七 試験場

1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

- 八 採用予定時期

1 令和四年三月下旬から同年四月上旬までの間

2 右記の他に設定する場合がある。

- 九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

- 自衛隊岡山地方協力本部 ○八六一二二六〇三六一
- 自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八一二二一五六三七
- 自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六一四二二一七三五八
- 自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六一二二一二三一四
- 自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六一二二四一二八二四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

令和4年1月14日 岡山県公報 第12361号

◎岡山県告示第十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年一月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
名 称 株式会社天満屋ホテルズアンドリゾーツ
住 所 岡山県岡山市北区本町6番36号
氏 名 代表取締役 伊原木一衛
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社天満屋ホテルズアンドリゾーツ ホテルリマニー
所在地 瀬戸内市牛窓町牛窓3900番地

令和4年1月14日 岡山県公報 第12361号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	66の3-ロ 旅館業の用に供する洗濯施設（地下1階女子更衣室）		66の3-ロ 旅館業の用に供する洗濯施設（1階防災センター入口）		66の3-ロ 旅館業の用に供する洗濯施設（1階主厨房）		66の3-ロ 旅館業の用に供する洗濯施設（2階エステ）		66の3-ロ 旅館業の用に供する入浴施設（2階大浴場）	
能	力	4.5kg		4.2kg		8kg		12kg		4.1m ³ ×2基	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続1時間 夏季のみ使用		断続1時間		同左		同左		断続12時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	10	20
	p H	5.8～8.6		5.8～8.6		5.8～8.6		5.8～8.6		5.8～8.6	
	B O D (mg/L)	100	120	100	120	100	120	100	120	60	80
	C O D (mg/L)	100	120	100	120	100	120	100	120	60	80
	S S (mg/L)	120	150	120	150	120	150	120	150	50	60
	油 分 (mg/L)	5	10	5	10	5	10	5	10	1	2
	T - N (mg/L)	10	20	10	20	10	20	10	20	15	20
	T - P (mg/L)	3	5	3	5	3	5	3	5	3	5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,000以下

- 備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。
 2 入浴施設（2階大浴場）から排出される汚水等の量は各特定施設からの排水量の合計を示す。

令和4年1月14日 岡山県公報 第12361号

区	分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	66の3ーハ 旅館業の用に供する入 浴施設（2階エステ）		66の3ーハ 旅館業の用に供する入 浴施設（3階TW洋室）		66の3ーハ 旅館業の用に供する入 浴施設（3・4階MT W洋室 305・306号室）		66の3ーハ 旅館業の用に供する入 浴施設（4階TW洋室）		66の3ーハ 旅館業の用に供する入 浴施設（5階DTW・ 和室 503号室）	
能	力	0.378m ³		0.293m ³ ×18基		0.384m ³ ×2基		0.293m ³ ×18基		0.384m ³	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続1時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0.5	1	0.5	1	0.5	1	0.5	1	0.5	1
	p H	5.8～8.6		5.8～8.6		5.8～8.6		5.8～8.6		5.8～8.6	
	BOD (mg/L)	60	80	60	80	60	80	60	80	60	80
	COD (mg/L)	60	80	60	80	60	80	60	80	60	80
	S S (mg/L)	50	60	50	60	50	60	50	60	50	60
	油 分 (mg/L)	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
	T-N (mg/L)	15	20	15	20	15	20	15	20	15	20
	T-P (mg/L)	3	5	3	5	3	5	3	5	3	5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下	—	3,000以下	—	3,000以下	—	3,000以下	—	3,000以下	—

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

令和4年1月14日 岡山県公報 第12361号

区 分	新 設		新 設		変 更 前		変 更 後		廃 止		
種 類	66の3ーハ 旅館業の用に供する入浴施設（5階D T W・洋室 502号室）		66の3ーハ 旅館業の用に供する入浴施設（5階D T W・洋室 511・512号室）		66の3ーイ 旅館業の用に供するちゅう房施設（主厨房・和厨房）		同左		66の3ーハ 旅館業の用に供する入浴施設		
能 力	0.403m ³		0.397m ³ ×2基		主厨房：700食／日 和厨房：300食／日		同左		1：10.5m ² ×2基 2：245L×1基 3：180L×38基 4：205L×4基		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		同左		—		許可後直ちに		—		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	許可後直ちに		同左		—		許可後直ちに		—		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後直ちに		同左		—		許可後直ちに		—		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	断続1時間		同左		断続7時間 冬季は減少		同左		断続5時間 冬季は減少		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0.5	1	0.5	1	48	60	5	10	68	85
	p H	5.8～8.6		5.8～8.6		5.8～8.6		5.8～8.6		5.8～8.6	
	B O D (mg/L)	60	80	60	80	330	370	330	370	60	80
	C O D (mg/L)	60	80	60	80	250	280	250	280	60	80
	S S (mg/L)	50	60	50	60	280	330	280	330	50	60
	油 分 (mg/L)	1	2	1	2	20	30	20	30	1	2
	T-N (mg/L)	15	20	15	20	15	20	15	20	15	20
	T-P (mg/L)	3	5	3	5	3	5	3	5	3	5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下	—	3,000以下	—	3,000以下	—	3,000以下	—	3,000以下	—

- 備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
 2 ちゅう房施設から排出される汚水等の水量は各特定施設からの排水量の合計を示す。
 3 廃止する入浴施設から排出される汚水等の水量は各特定施設からの排水量の合計を示す。

令和4年1月14日 岡山県公報 第12361号

区	分	廃 止	
種	類	72 し尿処理施設	
能	力	1,200人槽	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		—	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		—	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		—	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	192	240
	p H	5.8～8.6	
	B O D (mg/L)	15	20
	C O D (mg/L)	20	30
	S S (mg/L)	40	50
	油 分 (mg/L)	2	3
	T - N (mg/L)	15	20
	T - P (mg/L)	3	5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下	—

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

令和4年1月14日 岡山県公報 第12361号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	廃 止				
工場又は事業場における施設番号	し尿処理施設				
種 類	し尿浄化槽				
構 造	R C				
主 要 寸 法	15m×18m×4.4m				
能 力	1,200人槽				
処 理 の 方 法	接触曝気方式				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (mg/L)	192	240	192	240
	p H	5.8~8.6		5.8~8.6	
	B O D (mg/L)	200	240	15	20
	C O D (mg/L)	150	180	20	30
	S S (mg/L)	250	300	40	50
	油 分 (mg/L)	15	20	2	3
	T-N (mg/L)	20	30	15	20
	T-P (mg/L)	5	10	3	5
大腸菌群数 (個/ml)	無数	無数	3,000以下	3,000以下	

令和4年1月14日 岡山県公報 第12361号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1				No. 2 (湧水+雨水)		No. 3 (雨水)	
	変更前		変更後		新設		新設	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	192	240	0	100	0	1.8	0	0
p H	5.8~8.6		-		-		-	
BOD (mg/L)	15	20	-	-	-	-	-	-
COD (mg/L)	20	30	-	-	-	-	-	-
S S (mg/L)	40	50	-	-	-	-	-	-
油分 (mg/L)	2	3	-	-	-	-	-	-
T-N (mg/L)	15	20	-	-	-	-	-	-
T-P (mg/L)	3	5	-	-	-	-	-	-
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下		-	-	-	-	-	-

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和4年1月14日から同年2月4日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所

◎岡山県告示第十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和四年一月十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

- 一 解除に係る保安林の所在場所
浅口郡里庄町大字新庄字地頭部四三八九の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

令和4年1月14日 岡山県公報 第12361号

◎岡山県告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 栃原久米南線
- 三 道路の区域

区 域	別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久米郡久米南町上鞆字龍王山八五四番一 地先から 久米郡久米南町上鞆字柴山八八六番一地 先まで	新	三・五〇 一八・三	二七〇・〇
久米郡久米南町上鞆字龍王山八五四番一 地先から 久米郡久米南町上鞆字柴山八八六番一地 先まで	旧	三・〇〇 一二・四	二七〇・〇

令和4年1月14日 岡山県公報 第12361号

◎岡山県告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	栃原久米南線	久米郡久米南町上鞆字龍王山八五四番一地先から久米郡久米南町上鞆字柴山八八六番一地先まで	令和四年一月十四日

令和4年1月14日 岡山県公報 第12361号

◎岡山県告示第十六号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

令和四年一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二六インチ 緑	一台	岡山西K〇六七〇〇
二六インチ 緑	一台	不明
二六インチ 青	四台	不明
二六インチ 白	一台	岡山南J二一四四二
二六インチ 白	一台	玉野H一一〇〇七七
二六インチ 白	一台	岡山南J四九二二三
二六インチ 白	二台	不明
二六インチ 茶	一台	玉野H一一五五五
二六インチ 黒	一台	玉野H〇五八〇九
二六インチ 黒	一台	玉野H一三二二三
二六インチ 黒	二台	不明
二六インチ 銀	一台	玉野A二六八〇三
二六インチ 銀	五台	不明
二六インチ 赤	一台	玉野H一二〇六〇
二六インチ 赤	一台	香川県警察AD九九三六七
二六インチ 赤	二台	不明
二六インチ 紫	一台	岡山中央H七〇五二二
二六インチ 紫	一台	不明
二六インチ 桃	一台	玉野H〇二八六二
二六インチ 白	一台	不明

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和三年十一月二十四日

三 放置されている場所

玉野市築港一丁目地先 宇野港フェリーターミナル東駐輪場

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九号

電話番号 〇八六三―三一―三二二一

令和4年1月14日 岡山県公報 第12361号

〔一〕 令和四年一月十三日をもって、第四十八期岡山県労働委員会委員のうち労働者委員に欠員が生じたので、補欠労働者委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第百三十一号）第二十一条第一項の規定により、次のとおり当該委員の候補者（以下「候補者」という。）の推薦を求める。

令和四年一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 候補者の推薦資格を有するもの

岡山県の区域内のみに組織を有する労働組合（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）の適用を受けるものを含む。）のうち、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の岡山県労働委員会の証明を受けたもの

二 候補者となる資格を有する者

労働組合法第十九条の十二第六項において準用する同法第十九条の四第一項の欠格条項に該当しない者

三 補欠労働者委員の数及び任期

- 1 委員の数 一名。ただし、推薦する候補者の数は、制限しない。
- 2 任期 任命の日から令和四年十一月二十七日まで

四 提出書類

- 1 推薦書（様式）
- 2 候補者の履歴書
- 3 労働組合法施行令第二十一条第三項の規定による岡山県労働委員会の証明書

五 書類の提出期限
令和四年二月二十二日（火）。なお、郵送の場合、同日までに到着したものに限り、受け付ける。

六 書類の提出先

岡山県産業労働部労働雇用政策課（岡山市中区古京町一丁目七番三十六号）

令和4年1月14日 岡山県公報 第12361号

様式

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原 木 隆 太 殿

所 在 地

労働組合の名称

代表者の氏名

印

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により，第48期岡山県労働委員会補欠労働者委員候補者として次の者を推薦します。

記

ふりがな 氏 名	生年月日 (年齢)	所属労働組合名及び所属職場名 並びにこれらにおける地位	略 歴	備 考

令和4年1月14日 岡山県公報 第12361号

〔一二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年一月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字壺丁田二七三六一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市児島小川四丁目六一五一

小倉 恭兵

三 許可年月日及び許可番号

令和三年十月十一日岡山県指令建指第二五八号

令和4年1月14日 岡山県公報 第12361号

〔一〕令和三年十一月二十六日付け公布岡山県告示第五百八十二号（保安林の解除予定）に誤りがあった。

行	終わりから五
誤	二
正	二（以上四十九筆国有林）